

## 情報提供ネットワークシステムに記録される 情報照会結果等の報告について

平成29年7月に開始を予定している、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）第21条第1項に基づき総務大臣が設置及び管理している情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携において、特定個人情報が適切に取り扱われているかを把握するため、マイナンバー法第35条第1項の規定に基づき、当該情報連携開始後、当該システムで管理している情報のうち、次の（1）に該当する事項について、総務大臣に対して包括的に報告を求めることとする。

### （1）報告を求める事項

#### ① 情報照会結果<sup>（注）</sup>

#### ② 通常では想定されない情報照会が行われた場合の、当該情報照会に係る情報

（注）マイナンバー法第23条第3項及び同法第26条の規定に基づき情報提供ネットワークシステムに記録することとされている情報のうち、個人番号に代わって用いられる符号を除いたもの。ただし、委員会として当該符号を含む情報が必要な場合は、当該符号を含んだもの。

### （2）報告時期

①について 日次（符号を含んだものは、随時）

②について 随時